

酪農経営体生産性向上緊急対策リース事業(楽酪リース)の仕組み

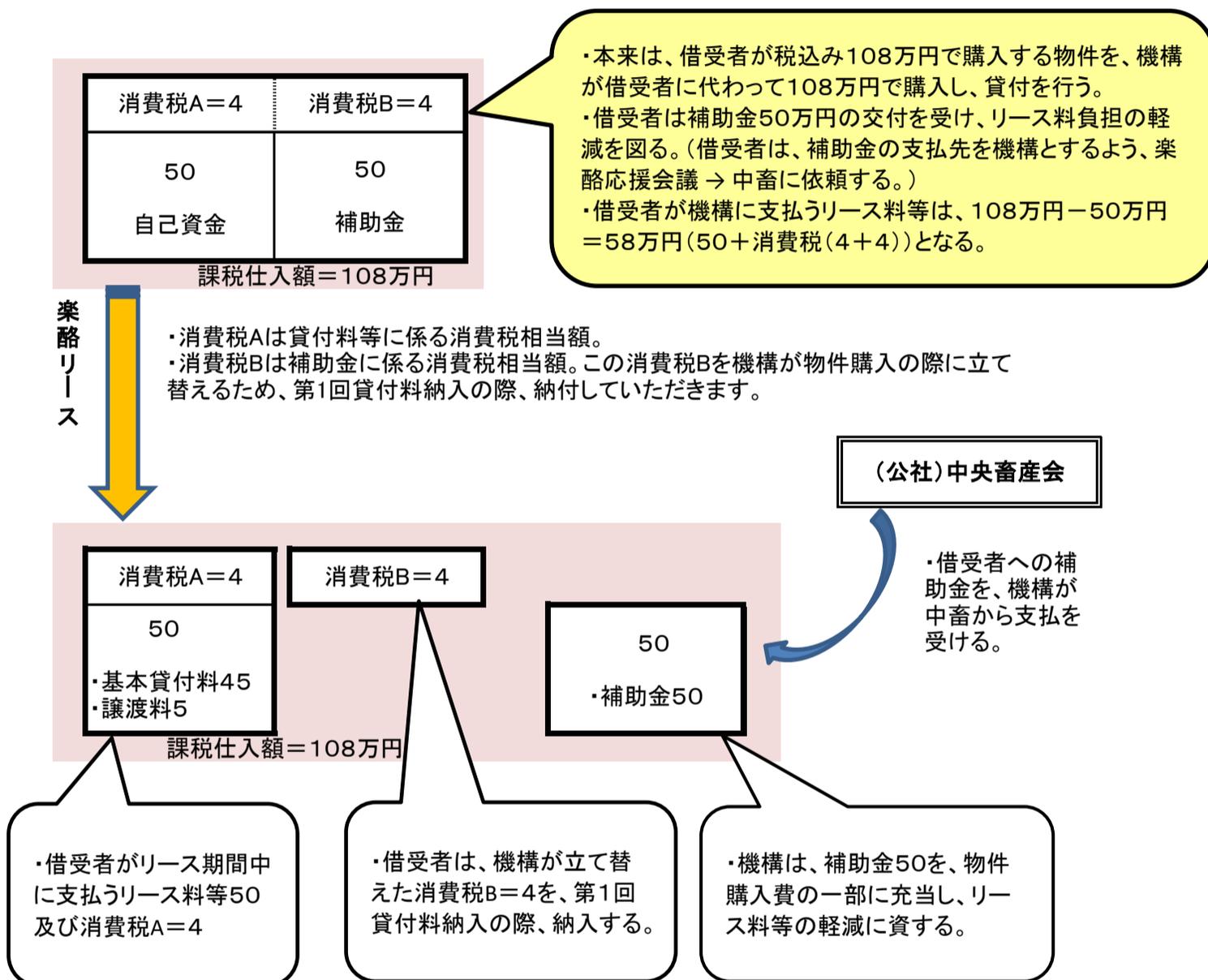
一般財団法人 畜産環境整備機構

楽酪リースは、借受者のリース料負担の軽減を図るため、国の補助金を公益社団法人中央畜産会が借受者に交付する事業です。

機構のリース形態は、貸付終了後に譲渡する「譲渡条件付きリースの所有権移転リース」であり、借受者は売買取引による経理処理を行うことになっており、楽酪リースのリース物件は、物件本来の購入価額が課税仕入れとなります。

このリースでは、機構が借受者に代わってリース物件を借受者が選定した販売業者等から購入し、借受者が交付を受ける補助金をリース物件購入費の一部に充て、残額をリース料・譲渡料として計算します。なお、物件購入の際に機構が立て替える補助金に係る消費税相当額は、第1回貸付料納入の際、借受者に納付していただきます。

購入価額100万円(税抜)の例は、下図のようになります。(消費税率8%)



所得税、法人税について

- ア リース物件を資産として計上し、費用として減価償却費を計上してください。
- イ 補助金部分は、「収入金額不算入(圧縮記帳)」が適用されるので、課税されません。

消費税について (納税義務者で簡易課税を選択しない借受者=本則(原則)課税適用者)

- ア 消費税納付額における課税仕入額は、リース料等の総額(基本貸付料、譲渡代金及び消費税)に加え補助金及び補助金に係る消費税の合計額となります。
- イ 課税仕入額の消費税A及び消費税Bは、貸付開始の年(度)に一括して仕入税額控除できます。